

株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十六第一項の規定に基づく
特定投資指針の改正に対する意見募集について

株式会社日本政策投資銀行が特定投資業務を行うに当たっての従うべき指針（特定投資指針）を財務大臣告示として定めているところです。

今般、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和四年六月七日閣議決定）等を踏まえ、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、社会課題の解決にも貢献しうる新しい資本主義の担い手であるスタートアップの育成のために、株式会社日本政策投資銀行が国内外のベンチャーキャピタルに対する投資の拡大に努めるため、特定投資指針（財務大臣告示）の改正を行うことを予定しております（今回の改正案にあたっては、「七 その他」に(6)の内容を新たに追加することとしております。詳細は、別紙をご参照ください。）。

当該法令の改正内容につきまして、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。御意見がございましたら、氏名又は名称及び連絡先を付記の上（御意見の内容を確認するため連絡をとらせていただくことがあります。）、令和4年11月7日（月）（必着）までに、電子メール又は郵送により下記までお寄せ下さい。なお、電話での御意見には応じかねますので、あらかじめ御了承願います。

皆様から頂いた御意見につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただきます。

また、御意見に対しましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

なお、財務省では今後、提出いただいた御意見を考慮した上で、当該法令の改正を検討いたします。

【御意見の送り先】

- インターネットによる場合
電子政府の総合窓口（e-Gov）
- 電子メールによる場合
メールアドレス：seikinkikaku@mof.go.jp
- 郵送による場合
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
財務省大臣官房政策金融課企画担当

【お問い合わせ先】

- 財務省大臣官房政策金融課企画担当 知田
電話：03-3581-4327（内線 6330）